

第2章 基本的事項など

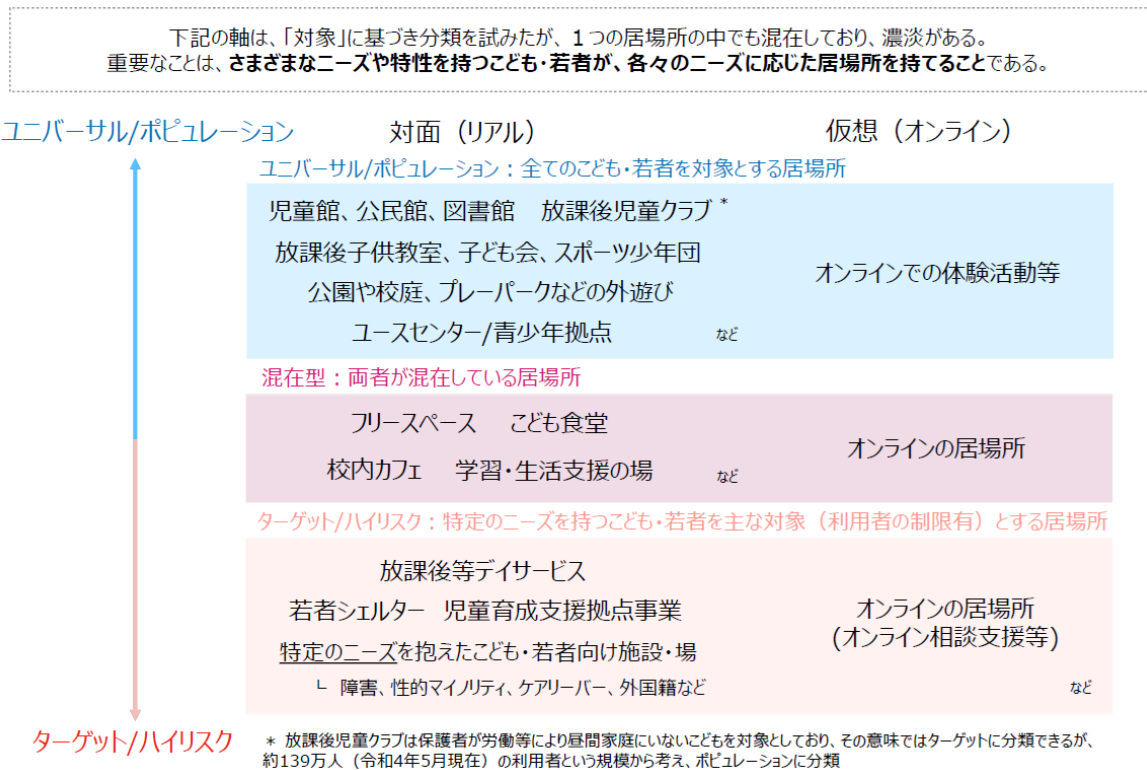
1 子どもの居場所の定義

本計画における「子どもの居場所(市内で行われる民間の子どもの居場所も含む)」の定義は、国の指針を参考に、子どもが落ち着ける「場所」や、そこにいる「時間」、だれかと一緒に居たり、話をしたりする「人との関係性」を含んだものとし、従来の物理的な「場」だけではなく、遊びや体験活動、オンライン空間など、本人がそこに居たいと思う気持ちを尊重し、そのように感じる場や対象すべてを居場所と捉え「子どもが自分らしくいられて、居心地の良さを感じることができる安全・安心な空間」とします。

本市の施設や事業の整備・運営における「子どもの居場所」の範囲については「第4章 市が推進する居場所づくりについて」の「4 市が推進する居場所づくりにおける対象範囲・推進の視点」において、改めて記載します。

**子どもが自分らしくいられて、
居心地の良さを感じることができる
安全・安心な空間**

図表2-1 国が示す子どもの居場所の分類(例)



(出典:「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書概要」(令和5年3月))



2 藤沢で居場所づくりに関わるすべての人と共有したい「居場所づくりの視点」

子どもが自分の居場所と感じられる環境を確保するためには、市等の公的機関が管理・運営する居場所に限らず、市民団体や企業など多様な主体が運営する居場所も含め、子どもにとって安心できる、よりよい子どもの居場所をつくることを子どもとともに目指していくことが大切です。国が示す基本的な考え方を基に、藤沢で子どもの居場所づくりに関わるすべての人と共有したい視点を本市の基本姿勢として以下に示します。

(1) 子どもの権利を守る居場所づくり

- 児童の権利に関する条約(以下、子どもの権利条約という。)の理念に基づき、すべての子どもの権利を尊重・保障すること
- 子どもの権利保障が、自己肯定感や他者への信頼感、社会性の基盤となるということ
- 居場所に関わる大人が子どもの権利を理解し、守る役割があること
- 居場所は子どもの成長に極めて重要な役割を果たすもので、居場所を持つことは子どもの権利でもあること
- 困難を抱えている子どもの声に耳を傾けること
- 子どもが困っていたり辛いと感じていたりすることを居場所に関わる大人がキャッチしたときは、必要に応じて相談窓口などにつなげること
- 健康や性、人間関係などに不安や悩みを抱える子どもが成長に合わせた正確な知識や情報を得られるよう支援すること

(2) 子どもが主役の居場所づくり

- 子どもが「居心地が良い」と感じる事が重要であること
- 子どもの好奇心に応える居場所であること
- 子どもの意見を聴取し、活動に反映する取組が必要であること
- 子どもの意見聴取の仕組みを浸透させ、子どもが主役となる環境をつくること
- 多様な子どもが参画できる配慮や、意見反映のフィードバックも求められること
- 居場所への参加は子どもの任意であること(子どもの居たい・行きたい・やってみたいという気持ちを後押ししつつも、居たくない・行きたくない・やりたくないという気持ちも尊重される必要があること)
- 子どもが居場所で過ごすために必要な情報を得ることができるよう発信すること



(3) 安全・安心な居場所づくり

- すべての子どもが安全・安心に過ごせる居場所を確保することは大人の役割であること
- 子どもによって安全・安心の感覚が異なるため、不安や恐怖を与えない配慮が必要であること
- 子どもとの関わりで得た情報の取扱いは慎重に行うこと
- 子どもが大切にされていると感じられる環境をつくること
- 威圧的態度の排除や子どもの特性に応じた配慮も重要なこと
- 虐待・性暴力から子どもを守ることを認識すること
- 子どもの安全・安心を脅かす事象を発見した場合には、迅速かつ適切に関係機関につなげること

(4) 地域における多様な子どもの居場所づくり

- すべての子どもにとって居場所は重要であることから、子どもが自分で行くことができる身近な居場所とあわせて子どもの特性に配慮した多様な居場所づくりが必要なこと
- 地域の多様な主体(市民団体、企業など)による居場所づくりを推進し、地域全体で子どもを見守り育てる体制づくりを進めること
- 地域の居場所同士や行政との連携・協働により、子どもの育ちを支えるネットワークを構築すること



子どもの権利条約と子どもの居場所づくり

子どもの権利条約は、1989年(平成元年)に国連で採択され、日本は1994年(平成6年)に批准しました。これは、すべての子どもが健やかに成長し、個人として尊重される権利を持つことを国際的に約束するものです。

同条約では、子どもの権利について、大切な4つの考え方を示しています。

- ①差別のないこと
- ②命を守られ成長できること
- ③子どもにとって最もよいこと
- ④意見を表明し参加できること

子どもの居場所づくりにおいて特に重要になる考え方が、「②命を守られ成長できること」と「④意見を表明し参加できること」です。

子どもの居場所は、子どもが「ありのままの自分でいられる」「安心して休息できる」「自分の意思で過ごし方を選択できる」場所であることが求められます。

また、子どもの主体性を育むために、意見を表明し参加することが重要視されます。

大人は、子どもから出された意見を聴くだけでなく、運営や活動に反映させるプロセスを明確にし、フィードバックすることが必要です。

こうした姿勢こそが、子どもたちの自己肯定感を育み、子どもの居場所を子どもとともに作り上げる場へと進化させる鍵となります。

